

愛知県子ども食堂推進事業実施要綱

(目的)

第1条 子どもが地域の人たちと一緒に食事をするこゝで、子どもの孤立を防止するとともに、子どもに安心して過ごせる居場所を提供することで子どもの健やかな成長を促すことができる子ども食堂の取組が、県内で更に普及するよう支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 愛知県子ども食堂推進事業（以下「本事業」という。）の実施主体である子ども食堂実施者（以下「実施者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者という。

- (1) 定款又は会則等を備えていること。
- (2) 公序良俗に反する活動を行う者や団体でないこと。
- (3) 本事業を営利・宗教・政治活動に利用しないこと。
- (4) 暴力団（愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）と関係する団体でないこと。
- (5) 本事業の補助対象となる子ども食堂は、愛知県内に所在すること。

(事業の内容)

第3条 本事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業内容

実施者は、主に地域の子どもやその保護者を対象に、無料又は低額で栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安心して過ごせる居場所を提供する取組（以下「子ども食堂」という。）を行うものとする。

(2) 実施方法

- ① 県内において、原則月に1回以上定期的に開催又は公立小中学校等の長期休暇期間に開催すること。
- ② 1回当たり子ども又はその保護者（以下「参加者」という。）が合わせて5人以上参加できる規模で開催すること。
- ③ 事業実施時は、常時責任者を配置し、安全に配慮した開催を図ること。
- ④ 事業の規模に応じて、運営スタッフやボランティア等（以下「携わるスタッフ等」という。）の体制を確保すること。
- ⑤ 子ども食堂で提供する食事は、子ども食堂に携わるスタッフ等又は参加者が調理した栄養バランスのよいものに努めること。
- ⑥ 実施者は、所在地の市町村や市町村社会福祉協議会等（以下「関係機関」という。）と連携を図るとともに、参加者から相談があった場合等には、必要に

応じ関係機関につなぐように努めること。

- ⑦ 食事の対価として食事代を徴収する場合は、地域の実情及び本事業の目的等を勘案して、実施者が決めること。

(3) 実施場所

- ① 5 人以上の参加者が、食事を取りながら交流をすることができるスペースを確保すること。
- ② 参加者が立ち寄りやすい場所で実施することが望ましいこと。

(4) 衛生管理及び事故防止

- ① 事業の開始前に所管の保健所に相談し、必要な指導・助言を求めること。
- ② 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。
- ③ 参加する子どもの食物アレルギーの有無等を確認すること。
- ④ 事故発生時の対応のため保険に加入すること。
- ⑤ 事故発生時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定めるとともに、携わるスタッフ等に周知徹底を図ること。

(5) 学習支援等

実施者は、地域の実情に応じ、参加する子どもの健やかな成長を促すため、食事の前後の時間等に、子どもの自主学習への支援や体験活動などの取組の実施に努めること。

(個人情報の取扱い)

第 4 条 実施者は、個人情報の適切な管理に十分配慮するとともに、事業の実施に携わるスタッフ等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いを定めて、周知徹底を図るなどの対策を講じること。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 2 年 12 月 16 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行し、改正後の第 3 条第 2 号に関する規定は令和 5 年 4 月 1 日から、同条第 4 号に関する規定は令和 5 年 5 月 8 日から適用する。

この要綱は、令和 7 年 6 月 2 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。